

# 男女共同参画関連施策の検証・評価 (2次評価)

## おおさか男女共同参画プランの施策の基本的方向及び施策の方向

施策の基本的方向	施策の方向
1 社会的な意思決定への女性の参画拡大	(1) 大阪府における政策・方針決定過程への女性の参画の促進
	(2) 企業における女性の登用促進に向けた啓発
	(3) NPO など地域で活動する組織等への女性の参画の促進
2 男女共同参画に向けての意識形成	(1) 慣行の見直しと男女共同参画に向けての広報・啓発活動の展開
	(2) 男女共同参画に関わる調査・研究、情報の収集・提供
3 働く場での男女平等の推進	(1) 雇用の場における男女の均等取扱いの推進
	(2) 女性の能力発揮促進のための援助
	(3) 多様な働き方への支援
4 総合的な子育て環境整備	(1) 社会全体での子育て支援
	(2) 仕事と子育ての両立支援
5 高齢者や障がい者等だれもが生きがいを持って安心して暮らせる環境の整備	(1) 高齢者福祉の充実及び就業促進
	(2) 障がい者の福祉・就労の充実
	(3) すべての人にやさしいまちづくりの推進
6 女性に対する暴力の根絶	(1) 女性に対する暴力の根絶に向けての基盤づくり
	(2) 女性に対するあらゆる形態の暴力への対策の推進
7 女性の生涯にわたる身体的・精神的な健康の確保	(1) 生涯を通じた女性の健康の保持増進
	(2) ライフステージに応じた健康対策の推進
8 メディアにおける女性の 人権尊重	
9 男女共同参画を推進する 教育・学習の充実	(1) 男女平等を進める教育・学習の推進
	(2) 多様な選択を可能とする教育・学習機会の充実
10 地球的視点での男女共同参画 の推進	

男女共同参画プランにおける施策の方向	<b>1. 社会的な意思決定への女性の参画拡大</b> (1) 大阪府における政策・方針決定過程への女性の参画の促進 (2) 企業における女性の登用促進に向けた啓発 (⇒大項目3にまとめて記載) (3) NPO など地域で活動する組織等への女性の参画の促進
主な取組概要	○府の政策・方針決定過程への女性の参画を促進するため、審議会等委員への女性の参画を促進した。 ○府の職場において、女性職員の職域拡大や管理職の登用を図るため、10名以上の所属に原則として女性職員を配置することや、職員のキャリア形成の支援、男女共に働きやすい職場環境づくりのための研修などを実施した。また、女性教員の管理職の登用促進、女性警察官の上位階級への登用など進めてきた。 ○PIA指導者をはじめ、各種団体に対して男女共同参画の観点を取り入れた研修等を行ったほか、農業経営・地域農業への女性の主体的な参画を進めるため、女性農業者の起業化に向けた研修会などを実施した。
分析の着眼点	大阪府における政策・方針決定過程への女性の参画が拡大されたか。 企業・地域等における政策・方針決定過程への女性の参画拡大が促進されたか。
各種データからの分析	
<b>○ 大阪府における政策方針決定過程への女性の参画</b> ・府における審議会等の女性委員の割合 <b>数値目標</b> <基本的な指標> 審議会等における女性委員の登用状況の推移 13年4月に25.7%、17年4月33.4%(改訂時)であり、21年4月現在35.9%に増加した。 (目標値:40%(平成22年度)) 【データ1-①】 ・府における10名以上の所属への女性職員配置率 <b>数値目標</b> 15年度84.7%であり、21年度89.2%に増加した。(目標値:100%(目標年度なし)) 【データ1-②】 ・府における知事部局の女性職員・役職者比率の推移<基本的な指標> (ア)知事部局の女性職員比率は、13年度31.3%であり、18年度の独立行政法人化に伴い病院職員を除外したため、女性割合が大きく減少したが、18年度の22.8%から21年度に23.9%に増加した。 行政職の女性職員比率は、13年度18.1%から21年度に23.0%に増加した。 (イ)知事部局の女性の役職者比率は、13年度11.1%であり、18年度の独立行政法人化に伴い病院職員を除外したため、女性割合が減少したが、18年度の10.6%から21年度に13.6%に増加した。 女性の行政職役職者比率は、13年度5.0%から21年度に10.9%に増加した。 【データ1-③】 ・公立小・中・府立高等学校、特別支援学校の管理職に占める女性教員の割合 <b>数値目標</b> 【データ1-④】 <基本的な指標> 学校における管理職に占める女性の登用状況 (府) 14年度 小16.3%、中6.3%、高7.6%、支援学校14.1% 17年度 小17.2%、中7.1%、高5.4%、支援学校21.4% 20年度 小18.6%、中9.0%、高7.2%、支援学校18.3% (全国) 20年度 小19.7%、中6.3%、高5.5%、支援学校19.2% 14年度から20年度にかけて、全体的に増加傾向にあるものの目標達成に至っていない。 (目標値:20%(平成20年)) 全国と比較すると、中学・高等学校は府が高く、他は低い数値となっている。 また、女性職員全体の割合と比べて、管理職比率は、小・支援学校では高くなっている。	

・地方議会における女性議員の割合の推移 <基本的な指標> 【データ1-⑤】

(府)	13年 6.4%、21年 6.3%
(都道府県(全国))	13年 5.7%、21年 8.2%
(府内市)	13年 14.4%、21年 19.7%
(市(全国))	13年 10.5%、21年 12.6%
(府内町村)	13年 16.5%、21年 17.2%
(町村(全国))	13年 4.8%、21年 7.8%

○ 地域で活動する組織への女性の参画

自治会長に占める割合は、19年度 9.9%、21年 8.8%で、低い比率での横ばい状態となっている。

【データ1-⑥】

民生委員・児童委員について、15年の女性の割合は 57.9%、民生委員・児童委員協議会の会長の割合は 13.8%、21年は女性の割合 60.8%、会長の割合は、18.8%であり、女性の割合、会長の割合とも増加しているが、全体に占める割合から見ると、以前として低い状況である。【データ1-⑦】

市町村 PTA 協議会及び市町村 PTA 会長のうち、女性会長の占める割合は、年度によりばらつきがあるが、概ね 10～15%の割合である。【データ1-⑧】

農業委員会における女性委員の割合は、17年 2.1%から 20年 1.6%に減少している。また、全国平均の 4.6%と比べても低くなっている。【データ1-⑨】

評価	評価の理由
☆☆☆	<p>府における政策方針決定過程への女性の参画について、審議会等委員については、計画的な登用を進め、17年4月に当初の目標である登用割合を3分の1とする目標を目標年次より1年早く達成したため、22年までに4割とする目標を新たに設定したところである。専門家や学識経験者が少ない分野での登用が進まないことから、21年度は、数値目標にわずかに届かない状況であるが、今後も多様な人材の情報の収集を行いながら、さらなる登用促進を図る必要がある。</p> <p>府の職場での女性職員の職域拡大や女性教員の管理職への登用なども推進されてきたが、女性教員の管理職登用については、数値目標が達成されていない状況である。今後も引き続き取組を進める必要がある。</p> <p>PTAや民生委員など地域における活動では、女性の参画状況と比べて、会長など方針決定の場への参画が進んでいない状況が見られる。今後も、女性の参画の推進に向けて啓発などを積極的に行う必要がある。</p>

「☆」あまり進んだとはいえない 「☆☆」少し進んだ 「☆☆☆」ある程度進んだ 「☆☆☆☆」大いに進んだ

男女共同参画プランにおける施策の方向	<b>2. 男女共同参画に向けての意識形成</b> (1) 慣行の見直しと男女共同参画に向けての広報・啓発活動の展開 (2) 男女共同参画に関わる調査研究、情報の収集・提供
主な取組概要	○男女共同参画社会についての正しい理解と認識を深めるため、毎年6月の男女共同参画週間を中心とした啓発活動を行うほか、啓発冊子の配布やホームページを通じた広報活動を推進した。 ○男女共同参画社会についての理解を深め、府民それぞれの主体的な行動を引出すため、市町村や学校教員、企業、男性など、対象別の各種啓発講座を実施した。また、女性に関する情報を幅広く収集・整理し、各種媒体などを通じて広く提供した。
分析の着眼点	○固定的な性別役割分担意識の解消に向けた取組が推進されたか。
各種データからの分析	
<p><b>○男女共同参画社会に関する認識</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・男女平等の現状認識(社会全体)(社会通念・慣習・しきたり) &lt;基本的な指標&gt;  府民意識調査「社会通念・慣習・しきたりなど」では、21年調査では、「男性優遇」が全体で76.8% (⑩82.7%) 男性69.8% (⑩80.5%)、女性82.2% (⑩84.5%)。  「社会全体」では、21年調査では、「男性優遇」が全体として65.3% (⑩72.9%)、男性54.6% (⑩68.6%)、女性73.6% (⑩76.4%)となっており、男性優遇と考える割合は減少している。【データ2-①】</li> <li>・府民意識調査「男は仕事、女は家庭」という考え方(性別役割分担意識)について、「同感する」との回答は、21年調査で男性は56.7% (⑩53.2%、⑪59.7%) 女性は46.9% (⑩43.6%、⑪40.7%)である。男性は、一旦減少後増加、女性は、一貫して増加傾向にある。【データ2-②】</li> <li>・「男女共同参画社会」という用語の周知度 <b>数値目標</b> (目標値:100% (22年度))  府民意識調査 21年調査で「見たり聞いたりしたことがある」との回答は44.1%(男性45.3%、女性43.2%)、21年の内閣府による全国調査は64.6%(男性67.5%、女性62.1%)であり、全国と比べると府は低い状況である。  【データ 2-③】</li> <li>・男性が家事・育児・介護・地域活動等に参加するために必要なこと &lt;基本的な指標&gt;  府民意識調査 21年調査では、「男性が家事、子育て、介護、地域活動に参加することについて社会的評価を高める」が43.7%(男性37.9%、女性48.2%)と、「夫婦の間で分担を十分話し合う」が43.5%(男性42.6%、女性44.2%)の項目が高くなっている。【データ2-④】</li> <li>・女性の人権が尊重されていないと感じること &lt;基本的な指標&gt;  府民意識調査 21年調査では、性犯罪51.8%(男性46.6%、女性55.8%)、「女のくせに」「女だから」という言葉47.9%(男性40.6%、女性53.7%)、痴漢行為46.0%(男性39.6%、女性51.0%)、夫やパートナーからの妻等への暴力42.6%(男性42.6%、女性42.7%)などの項目が高くなっている。【データ2-⑤】</li> <li>・好ましい女性の生き方について &lt;基本的な指標&gt;  府民意識調査 21年調査では、男女とも「子育て期は中断しその後の仕事はパートの方がよい」(男性26.8%、女性30.9%)が最も多く、次いで「結婚や出産に関わらず仕事を続ける方がよい」(男性21.5%、女性26.7%)となっている。3番目に多い回答は男女で分かれ、男性は「出産後は子育てに専念」が19.8%、女性は「子育て期は中断しその後の仕事はフルタイムで続ける方がよい」が15.2%となっている。【データ 2-⑥】</li> </ul>	

評 価	評価の理由
☆☆	<p>男女の平等意識については、「社会通念・慣習・しきたりなど」、「社会全体」のいずれも、16年調査と比べると、男性優遇と考える割合は減少しているものの、「社会通念・慣習・しきたりなど」で男女平等になっていないと考える割合は高い。</p> <p>性別役割分担意識については、増減はあるものの、性別役割分担に同感する割合が高くなってきている。年齢別に見ると、前回調査(H16)との比較では、50歳代、60歳代で男女とも「同感する」割合が減っているのに対し、20～40歳代では男女とも「同感する」割合が増えている。特に30歳代の男女、20歳代の女性については10ポイント以上「同感する」が増加し、21年度調査では過半数を超え、若年層で性別役割分担に同感する割合が増える傾向にある。</p> <p>今後も、性別による固定的な役割分担意識による慣行の見直しや男女がともに個性や能力を發揮できる男女共同参画社会のための意識形成などの取組を引き続き推進していく必要がある。</p>

「☆」あまり進んだとはいえない 「☆☆」少し進んだ 「☆☆☆」ある程度進んだ 「☆☆☆☆」大いに進んだ

男女共同参画プランにおける施策の方向	<b>3. 働く場での男女平等の推進</b> (1)雇用の場における男女の均等取扱いの推進 (2)女性の能力発揮促進のための援助 (3)多様な働き方への支援
主な取組概要	○雇用の場における男女の均等取扱いを推進するため、事業主や企業向けに男女雇用機会均等法の趣旨や内容を周知する講座を行うほか、広く府民にもセミナーなどを通じて周知を行った。 ○女性の能力活用、職域拡大や仕事と家庭との両立支援などの取組を推進するため、事業者登録制度、ホームページや冊子を活用した企業の先進的な取組事例の紹介、事業者向けのセミナーを開催するほか、企業においてワーク・ライフ・バランスを実践するためのマニュアルの作成やワークショップの開催などを行った。 ○女性の労働者向けに、職場における男女平等や育児・介護休業法、多様な働き方などを掲載した啓発冊子の配布や、労働条件やセクシュアル・ハラスメント等の疑問・悩みに答える労働相談を実施した。また、女性の職業能力の向上を図るための在職者向け職業訓練を行うほか、再就職を希望する女性に対する職業訓練を実施した。 ○企業におけるセクシュアル・ハラスメント防止の取組を促進するため、企業向けの講座の開催、企業研修に活用できる啓発冊子の作成、研修への講師派遣、セクハラ専用電話相談などを実施するとともに、府においても、研修の実施、相談窓口の設置など、職場でのセクシュアル・ハラスメント根絶に向けての取組を実施した。
分析の着眼点	雇用における均等取扱いと女性の能力発揮の促進がされているか 男女ともに多様な働き方ができる労働環境の整備がされたか
各種データからの分析	
<b>○ 働く場での男女平等</b> <b>・職場における男女の平等感 &lt;基本的な指標&gt;</b> <b>府民意識調査</b> 21年調査では、職場において「男性優遇」と感じている割合は、男性 44.0% (⑩57.4%、⑪66.3%) 女性62.1% (⑩70.0%、⑪76.9%) であり、年を追うごとに減少している。21年の全国調査では、職場において「男性優遇」と感じている割合は、男性 58.6% (⑫58.3%)、女性 65.2% (⑫62.6%) である。府では、全国と比べて、職場において男性優遇と感じている割合が少ない。【データ3-①】 <b>府民意識調査</b> 21年調査では、職場における男女格差について、16年の調査と比べて、「募集・採用」「賃金」「仕事の内容」「昇進・昇格」など、ほとんどの項目で男性優遇と感じる割合が低くなっている。しかし、「昇進・昇格」(21年 38.3% (男性38.1%、女性38.5%)) や「管理職登用」(21年 41.7% (男性42.0%、女性41.5%)) では、「男性優遇」と感じる割合は、依然として高い。【データ3-②】 <b>・平均勤続年数</b> 男性は⑬14.3年、⑭13.3年(全国⑭13.1年)、女性は⑬8.0年、⑭7.7年(全国⑭8.6年)である。 男性は全国平均よりも長い、女性は全国平均よりも短い。また、この10年間ほとんど変化がない。【データ3-③】 <b>・男女労働者の賃金格差</b> 男性の給与水準を100とした場合、女性の給与水準は、⑬65.3、⑭66.4とやや格差が縮小している。 【データ3-④】 <b>・年齢階級別女性の潜在的就業率 &lt;基本的な指標&gt;</b> 女性の年齢階級別就業率は、平成14年のデータと比較すると、そのカーブは以前に比べて浅くなっているものの、30歳から34歳を底としたM字カーブを描いている。また、全国と比べても、谷が深くなっている。【データ3-⑤】 就業者に就業希望者を加えた数を労働力人口で除した潜在的就業率をみるとM字の谷が浅くなることから、出産や育児等のため自らの意思に反して離職をしている女性が多いと考えられる。【データ3-⑥】	

○ 女性の能力発揮や多様な働き方への支援

・企業における役職別女性管理職の状況 <基本的な指標>

女性の管理職比率は、⑫5.1% (全国⑫4.5%) から⑰6.4% (全国⑰5.6%) に増加している。また、全国より高い数値となっている。(女性の管理職比率: 国勢調査における雇用者のうち管理的職業従事者に占める女性の割合)

【データ3-⑦】

・「男女いきいき・元気宣言」事業者制度(15年1月創設)への登録企業数 **数値目標**

⑮38社、⑰77社(改訂時)から、⑳末で189社に増加した。(目標値:300社(22年度)) 【データ3-⑧】

・ポジティブ・アクションに取り組む企業の割合 **数値目標**

⑮33.7%、⑰36.6%(改訂時)から⑲45.6%に増加している。(目標値:40%(21年度))

【データ3-⑨】

※ポジティブ・アクションとは、女性が従来いない、又は少なかった職務に採用や配置、登用を行うなどの女性能力発揮のための取組を指している。

○ セクシュアル・ハラスメントに関する相談状況

・平成20年度の大阪府労働事務所へのセクシュアル・ハラスメントに関する女性からの相談件数は228件であり、平成18年度の462件、平成19年度の301件からみて減少傾向にある。【データ3-⑩】

・雇用形態別有業者数 <基本的な指標> 【データ3-⑪】

・性別・年齢階級別平均週間就業時間 <基本的な指標> 【データ3-⑫】

評価	評価の理由
☆☆☆	<p>働く場での男女平等の推進のため、広報啓発、セミナー等の実施、事業者の取組への支援、職業訓練など、様々な施策を実施してきたところである。21年の意識調査においても、16年の調査と比べて、職場における「募集・採用」「賃金」「仕事の内容」等、様々な分野で「男性優遇」と考える割合が減少するなど、職場での男女平等の推進が図られてきた。</p> <p>一方、「昇進・昇格」や「管理職登用」については、全体の4割近くが「男性優遇」と考えており、また、勤続年数や賃金等の男女格差には、大きな変化がなく、年齢別の女性の就業率は、30歳代が低くなるM字カーブを描くなど、職場における男女平等の確保や女性が働き続けられる環境の確保が難しい状態である。また、昨今の社会経済情勢の悪化などの影響などから、女性や若年層を中心とした非正規雇用者の増加など新たな要因も生じてきている。</p> <p>就業形態の多様化が進む中、個人が自らの意思により多様で柔軟な働き方を選択できるようにするため、働く場での男女の均等取扱い、女性の能力発揮のための取組、多様な働き方への支援などを引き続き推進していく必要がある。</p>

「☆」あまり進んだとはいえない 「☆☆」少し進んだ 「☆☆☆」ある程度進んだ 「☆☆☆☆」大いに進んだ

男女共同参画プランにおける施策の方向	<b>4. 総合的な子育て環境整備</b> (1)社会全体での子育て支援 (2)仕事と子育ての両立支援
主な取組概要	○社会全体での子育て支援を進めるため、育児・介護休業法が17年、21年と2度にわたり改正され、また、15年7月には、次世代育成支援対策推進法が施行されるなど、国・地方公共団体・事業者を主体とした次世代育成支援対策が推進されてきた。 ○府においては、男女がともに子育てに喜びや生きがいを感じることができるよう、17年3月に、「こども・未来プランー大阪府次世代育成支援行動計画」を策定し、各種制度の活用、企業風土の是正、意識改革など、男女共同参画の視点を踏まえながら、働く場や地域など社会全体で子育てを支えていくための環境整備を推進してきた。
分析の着眼点	家庭・地域など社会全体で子育てをする環境の整備が図られているか。 仕事と子育ての両立支援が図られているか。
各種データからの分析	
○ <b>社会全体で子育てをする環境の整備</b> ・合計特殊出生率 20年の府の数値は、1.28であり、全国平均の1.37を下回り、全国で41位となっている。【データ4-①】 ・府民の意識と行動に関する世論調査 理想の子ども数と出生児数の差については、15年度0.36から21年度0.45と差が拡大している。 一方、「子どもを大阪で育ててよかったと思っている」と答える府民の割合は、15年度56.8%から21年度は63.5%となり、年々増加している。【データ4-②】 ・育児休業を取得している人の割合 <基本的な指標> <b>数値目標</b> 14年3月 男性0.4%、女性81.5% (全国:男性0.05%、女性71.2%) 20年7月 男性0.9%、女性86.1% (全国:男性2.5%、女性97.5%) (目標値:男性10%、女性85%(26年度)) 【データ4-③】 ・待機児童数等の推移 <基本的な指標> 13年 1,757人、17年 616人、21年 447人 【データ4-④】 ・通常保育事業(保育所入所児童枠) <b>数値目標</b> 13年 56,859人、17年 64,104人、21年 66,701人(目標値:68,300人(21年)) 【データ4-④】 ・ <b>数値目標</b> 地域子育て支援センター事業 ⑩103か所、⑳111か所(目標値:139か所(21年)) つどいの広場事業 ⑩6か所、⑳70か所(目標値:85か所(21年)) ファミリーサポートセンター事業 ⑩24市町村(改訂時)、⑳31市町村(目標値:32市町村(21年)) 【データ4-⑤】 ・放課後児童健全育成事業(クラブ数) <b>数値目標</b> ⑩508か所、⑳506か所 (目標値:515か所(21年)) ・大阪府庁における父親となる職員の連続5日以上のお休み取得率 <b>数値目標</b> 17年16.2%から20年28.1%と増加 (目標値:80%(21年))	

評 価	評価の理由
☆☆☆	<p>府においては、「こども未来プラン」に基づく施策を推進する中で、育児休業を取得する女性の割合の増加や待機児童数に減少の傾向が見られるなど、地域における保育所整備、多様な保育サービスの充実、また、子育てのための拠点の整備など各種の事業が着実に推進されてきた。一方で理想の子ども数と出生児数の差については、縮まっていない。</p> <p>また、男性の育児休業取得者は、微増しているものの女性に比べて低い状況にあり、府における父親となる職員の連続5日以上の休暇取得率も低い状況である。</p> <p>このような状況を踏まえ、男女がともに子育てに参加し、仕事と子育ての両立を図るために、今後も引き続き、企業や働く者の意識啓発、地域における多様な保育サービスの充実など、子育て支援の環境づくりを進めていく必要がある。</p>

「☆」あまり進んだとはいえない 「☆☆」少し進んだ 「☆☆☆」ある程度進んだ 「☆☆☆☆」大いに進んだ

<p>男女共同参画プランにおける施策の方向</p>	<p><b>5. 高齢者や障がい者等だれもが生きがいを持って安心して暮らせる環境の整備</b></p> <p>(1) 高齢者福祉の充実及び就業促進  (2) 障がい者の福祉・就労の充実  (3) すべての人にやさしいまちづくりの推進</p>
<p>主な取組概要</p>	<p>○「ふれあいおおさか高齢者計画」に基づき、介護が必要になった高齢者に対する介護サービス基盤の充実を図るとともに、介護予防・生活支援施策の推進を図った。また、府民の介護ニーズに応えるため、サービスの提供に必要な人材の養成・確保を図った。</p> <p>○「第3次大阪府障がい者計画」に基づき、福祉サービスの提供基盤の整備、地域における相談体制の充実、就労支援などを実施した。</p> <p>○「福祉のまちづくり条例」などに基づき、障がい者、高齢者や妊婦をはじめとする全ての人が自由に移動し、社会参加できる福祉のまちづくりを推進した。</p> <p>○「ひったくり等の街頭犯罪」「侵入窃盗」の防止のため、キャンペーン等の広報啓発活動、防犯環境の整備の促進、自主防犯行動を促進するための情報提供等を実施するとともに、犯罪検挙の推進を図り、安全・安心なまちづくりを推進した。</p> <p>○防災・復興対策において、男女のニーズの違いに配慮するため、「大阪府地域防災計画」やマニュアルなどに、避難所の管理運営に関する男女双方の視点への配慮についての考え方を盛り込んだ。</p>
<p>分析の着眼点</p>	<p>高齢者や障がい者を対象とする福祉の充実及び就業の促進が図られたか。  すべての人にやさしいまちづくりの推進が図られたか。</p>
<p>各種データからの分析</p>	
<p><b>・府民意識調査</b></p> <p>21年調査では、家庭における介護について、「男女両方同じ程度の役割」とするのが7割弱と最も多いものの、「妻の役割」とする率は「夫の役割」とする率よりかなり高い。また、仮に介護を自宅でする場合の介護をする人については、女性の8割弱が自分と思ひ、男性の5割以上が配偶者となっている。また、介護してもらいたい相手については、男女とも配偶者が1番多いが、男性では、8割弱が配偶者としている。</p> <p><b>・家庭における「老親や病身者の介護や看護」【データ 5-①】</b></p> <p>「両方同じ程度の役割」21年 男性 67.4%、女性 68.1% (16男性 56.7%、女性 55.7%)  「妻の役割」※ 21年 男性 25.5%、女性 25.4% (16男性 34.9%、女性 34.5%)  「夫の役割」※ 21年 男性 1.3%、女性 0.3% (16男性 2.0%、女性 0.7%)  (※どちらかといえば、主としてのいずれも含む)</p> <p><b>・自宅で介護する場合、主に介護する人【データ 5-②】</b></p> <p>「自分が主だと思ひ」 21年 男性 26.2%、女性 77.4%  「配偶者が主だと思ひ」 21年 男性 55.2%、女性 6.0%</p> <p><b>・介護をしてもらいたい相手【データ 5-③】</b></p> <p>「配偶者」 21年 男性 79.5%、女性 49.7%  「娘」 21年 男性 4.1%、女性 26.1%</p>	

・ひったくり発生件数 **数値目標**

ひったくり発生件数は、毎年着実に減少し、目標値を達成している状況である。

⑰男性 397 件、女性 5,145 件 計 5,542 件

⑱男性 507 件、女性 4,804 件 計 5,311 件 (目標値:ピーク時(12年 10,973 件)の半減)

⑲男性 391 件、女性 4,256 件 計 4,647 件

㉑男性 306 件、女性 3,256 件 計 3,562 件

<参考>

○府における高齢化と要介護認定数の推計

高齢化率 ㉒14.9%、21年度 21.5% (将来推計 26年度 25.3%)

要介護認定者数 ㉓ 196,620 人、㉔ 331,944 人 (推計 21年度 354,927 人、26年度 432,659 人)

評価	評価の理由
☆☆☆	<p>府では、高齢者を対象とする介護サービスの拡充、障がい者に対する福祉サービスの充実や就業の促進など、だれもが安心して暮らせる社会に向けた取組を計画的に推進してきたところである。また、これらのサービスの充実を図ることにより、介護の主たる担い手である女性の自立支援にもつなげてきたところである。</p> <p>今後、高齢化のさらなる進展、要介護認定者数の増加などが想定されることから、高齢者の介護問題などへの対応が引き続き求められるところである。年齢や障がいの有無にかかわらず、府民の誰もが生きがいを持って安心して暮らせる社会を築くことができるよう、福祉サービスの充実、福祉のまちづくり、安全・安心なまちづくりの推進を図る必要がある。</p>

「☆」あまり進んだとはいえない 「☆☆」少し進んだ 「☆☆☆」ある程度進んだ 「☆☆☆☆」大いに進んだ

男女共同参画プランにおける施策の方向	<b>6. 女性に対する暴力の根絶</b> (1) 女性に対する暴力の根絶に向けての基盤づくり (2) 女性に対するあらゆる暴力への対策の推進
主な取組概要	○12年9月に府の関係機関で構成する大阪府「女性に対する暴力」対策会議を設置し、女性に対する暴力の防止に関する取組を進めてきた。女性に対する暴力を許さない意識を社会全体で醸成するため、毎年11月の「女性に対する暴力をなくす運動期間」に広報啓発を集中的に行うほか、様々な機会に、民間団体等との連携を図りながら、啓発活動を推進してきた。 ○13年4月の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下「配偶者暴力防止法」という。)の制定を踏まえ、14年4月から、府女性相談センターを中核に府内8箇所(現在6箇所)に配偶者暴力相談支援センターを設置し、相談などの被害者支援を行ってきた。 ○17年11月には、大阪府「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」を策定した。その後、平成20年1月の配偶者暴力防止法の改定を踏まえ、同計画を平成21年5月に改定した。法改正で市町村の役割が拡充されたことを踏まえ、本計画では、市町村の相談機能の拡充に向けた研修、市町村ブロック会議を実施するとともに、民間団体のシェルターへのカウンセラー派遣事業などを実施することとしている。 ○性犯罪への対策として、女性警察官による相談及び性犯罪捜査に従事する指定女性捜査員制度の運用をはじめ、インターネット上の少年への有害情報対策の推進を行った。また、児童買春・児童ポルノ事案の取締りを強化するとともに、ストーカー規制法や大阪府迷惑防止条例の適切な運用を図った。
分析の着眼点	女性に対する暴力の根絶に向けた基盤整備及び対策の推進が図られているか。
各種データからの分析	
<b>○配偶者からの暴力への対策の推進</b> <b>・配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数(内閣府統計)</b> 17年度は4,212件であり、その後、18年度に一旦減少後は増加を続けており、20年度は3,886件となっている。他府県と比較すると、20年度は東京都が6,700件、神奈川県が4,526件、千葉県が4,519件であり、全国的に見て大阪府は4番目であり、件数が多くなっている。【データ 6-①】  <b>・女性相談センターの一時保護件数(配偶者からの暴力を主訴とする件数)</b> 17年度は300件から20年度は401件と増加している。【データ 6-②】  <b>・大阪地裁における保護命令件数</b> 17年の261件から20年は256件となっている。20年の件数は全国で最も高い。【データ 6-③】  <b>・女性に対する暴力人材養成事業による人材養成数 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">数値目標</span></b> 17年度(改訂時)延べ1,343人から、21年度までに延べ2,310人の養成を行った。 (目標値:延べ2,800人(22年度))  <b>・カウンセラー派遣による心のケア体制の整備</b> 17年度 4施設に92件派遣、20年度 4施設に114件派遣  <b>・配偶者からの暴力についての相談窓口の認知度 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">府民意識調査</span></b> 21年調査では、「警察」が最も高く、男性73.8%(⑩66.3%)、女性65.4%(⑩60.8%)であり、認知度が高くなっている。「配偶者暴力相談支援センター」は男性19.1%(⑩16.3%)、女性23.6%(⑩23.6%)となっている。	

○性犯罪等に関する相談状況 【データ 6-④】

- ・平成 20 年度の大阪府労働事務所へのセクシュアル・ハラスメントに関する女性からの相談件数は 228 件であり、平成 18 年度の 462 件、平成19年度の301件からみて減少傾向にある。
- ・大阪府警察に寄せられた配偶者等からの暴力に関する相談件数は、17 年 1,314 件(男性 9 件、女性 1,305 件)、20 年 1,987 件(男性 25 件、女性 1,962 件)であり、増加傾向にある。
- ・大阪府警察に寄せられたストーカー相談件数(ストーカー110 番)は、17 年 1,319 件であり、その後 1,000 件前後を推移し、20 年 1,217 件と増加している。
- ・大阪府警察に寄せられたウーマンラインへの性犯罪被害の相談件数は、17 年度 547 件、20 年度 416 件であり、17 年度と比較すると減少傾向にある。

評 価	評価の理由
☆☆☆	<p>府では、12 年度より大阪府「女性に対する暴力」対策会議を設置し、配偶者暴力防止法の制定に先駆けて女性に対する暴力対策を実施してきた。13 年 4 月の法施行を踏まえ、配偶者暴力相談支援センターを設置し、被害者の保護と支援体制の構築を進めてきたところである。</p> <p>一方、配偶者からの暴力に対する相談や一時保護件数については、依然として高い状況が続いており、配偶者からの暴力に対する対策を引き続き積極的に推進していく必要がある。特に、新たに生じてきた若年者のデートDVの問題などへの対応も必要である。</p> <p>また、大阪府警察に寄せられた配偶者等からの暴力に関する相談なども、増加傾向にある。</p> <p>今後も、女性に対する暴力の防止については、被害者に身近な市町村における相談機能の確保に向けた取組を進めるとともに、府庁内の関係部局、国や市町村などの行政機関、NPO等民間機関との連携を図り、広く府民にも理解と協力を求めながら、被害者支援の取組を推進する必要がある。</p>

「☆」あまり進んだとはいえない 「☆☆」少し進んだ 「☆☆☆」ある程度進んだ 「☆☆☆☆」大いに進んだ

男女共同参画プランにおける施策の方向	<b>7. 女性の生涯にわたる身体的・精神的な健康の確保</b> (1) 生涯を通じた女性の健康の保持増進 (2) ライフステージに応じた健康対策の推進
主な取組概要	○女性の生涯にわたる健康の保持増進の基盤づくりを推進するため、地域保健の専門的・広域的拠点施設である府の14保健所において各種健康相談、衛生教育等を実施した。また、女性特有の症状に関して女性が相談・受診しやすいように大阪府立急性期・総合医療センターにおいて女性専用外来を実施するなど、女性の健康の保持増進のための取組を実施した。 ○児童・生徒の発達段階に応じた性教育を実施するため、「性教育指導事例集」を発行し、学校における活用促進を働きかけるとともに、教職員研修等を実施した。 ○妊娠・出産期における健康支援のため、府立母子保健総合医療センターに総合的な周産期医療体制の充実を図った。また、不妊等に悩む人に対する情報提供や相談の実施、性感染症やエイズなど思春期における保健対策、がん検診の受診促進など、ライフステージに応じた健康対策を推進した。
分析の着眼点	生涯を通じた女性の健康の保持増進及びライフステージに応じた健康対策が推進されたか
各種データからの分析	
<b>○女性の健康に関する指標（がん検診の状況）</b> ・乳がん検診受診率・子宮がん検診受診率 <b>数値目標</b> 乳がん検診受診率 ⑰24.7%（目標値 33%（22年度）→大阪府がん対策推進計画目標値 50%（24年度）） 子宮がん検診受診率 ⑰30.1%（目標値 42%（22年度）→大阪府がん対策推進計画目標値 50%（24年度）） （健康おおさか21の中間評価実態調査（17年））  <参考>市町村がん検診受診率（職場のあっせん・紹介、医療機関等の個人的な受診は含まない） 乳がん検診受診率 ⑬8.3%、⑱9.8%（全国⑱14.2%） 子宮がん検診受診率 ⑬12.4%、⑱17.8%（全国⑱18.8%）【データ7-①】  <b>○母子保健の主要指標の状況</b> 出産1000に対し、周産期死亡率は⑳4.0（⑮5.0）、死産率は㉑23.4（⑮28.4）、出生1000に対し、新生児死亡率は㉒1.4（⑮1.6）、乳児死亡率は㉓2.8（⑮2.7）であり、数値は緩やかに減少している。【データ7-②】	
評価	評価の理由
☆☆☆	女性のライフステージに応じた相談体制の整備や意識啓発、がん対策等健康の保持増進のための各種事業を行ってきた。 府では、がんによる年齢調整死亡率が全国で最も高い状況にあることから、効果的ながん対策の推進が必要な状況である。市町村がん検診の受診率を見ると、乳がん、子宮がんの受診率とも、全国と比べてやや低い状況にあることも踏まえ、今後も検診の受診の促進、疾病に対する正しい知識の普及啓発を図る必要がある。 また、女性は、妊娠・出産する可能性があるなど、男性と異なる健康上の問題に直面することから、男女の性差に応じた的確な医療の提供など、男女双方の生涯を通じた健康を支援するための施策をさらに推進する必要がある。

「☆」あまり進んだとはいえない「☆☆」少し進んだ「☆☆☆」ある程度進んだ「☆☆☆☆」大いに進んだ

男女共同参画プランにおける施策の方向	<b>8. メディアにおける女性の人権尊重</b> ア 女性の人権を尊重した表現の推進 イ メディア・リテラシーの育成
主な取組概要	○府の広報・出版物の作成にあたり、男女平等の視点を踏まえた表現となるよう「男女共同参画社会の実現をめざす表現の手引」を作成し周知を図った。 ○青少年を有害な情報から守るため、15年及び21年に府青少年健全育成条例を改正し、有害な図書類の指定制度の強化を図った。また、インターネット上の有害情報の閲覧を防止するためのフィルタリングソフトの活用等の普及啓発を行った。 ○インターネット・新聞等メディアを利用したわいせつ事犯等風俗事件に対する取締りを推進した。 ○ドーンセンターにおいて、メディア・リテラシーに関する教員向け講座やビデオ教材の制作講座を実施するなど、学校教育におけるメディア・リテラシー育成の取組を行った。
分析の着眼点	情報の受発信双方における女性の人権尊重が進んだか
各種データからの分析	
<p><b>○女性の人権を尊重した表現の推進</b></p> <p>・メディアにおける性・暴力表現について</p> <p>府民意識調査(21年調査)</p> <p>・「男女のイメージについて偏った表現をしている」の割合は、50.3%(男性46.6% 女性53.2%)、</p> <p>・「性的側面を過度に強調するなど、行き過ぎた表現が目立つ」の割合は、59.9%(男性55.7% 女性63.1%)、</p> <p>・「性・暴力表現を望まない人や子どもの目に触れないような配慮が足りない」の割合は、76.2%(男性72.2% 女性79.4%)となっている。メディアにおける性・暴力表現に関して、問題があると考える割合は高い。【データ8-①】</p> <p>大阪府青少年健全育成条例に基づく青少年に有害な図書類の指定件数は、18年度65件、19年度127件、20年度119件であった。</p> <p>メディアを利用したわいせつ事犯の取締り状況は、15年度293件(348人)、16年度282件(372人)、17年度298件(396人)、18年度206件(306人)、19年度91件(137人)、20年度99件(117人)となっている。</p>	
評価	評価の理由
☆☆	<p>府の出版物について女性の人権を尊重した表現を行うよう取組を進めるとともに、教育現場におけるメディア・リテラシーの育成に資する講座の実施などの取組を行ってきた。また、青少年を有害な情報から守るための取組や、メディアを利用したわいせつ事犯等風俗事件に対する取締りを推進してきた。昨今、携帯電話やパソコン利用の低年齢化が進んでおり、今後とも、インターネット上の違法・有害な情報環境から守るための対応が必要になっている。</p> <p>また、府民意識調査の結果によると、メディアにおける性・暴力表現について問題があると考える割合が高い状況である。メディアにおける自主的な取組が促進されることが肝要であり、国や関係機関との連携の中でその推進方策を検討していく必要がある。</p>

「☆」あまり進んだとはいえない 「☆☆」少し進んだ 「☆☆☆」ある程度進んだ 「☆☆☆☆」大いに進んだ

男女共同参画プランにおける施策の方向	<b>9. 男女共同参画を推進する教育・学習の充実</b> (1) 男女平等を進める教育・学習の推進 (2) 多様な選択を可能とする教育・学習機会の充実
主な取組概要	○性別による固定的な役割分担意識を見直し、人権尊重を基盤とした男女平等観の形成を促進するため、学校において、男女平等教育指導事例集などの教材の作成・活用、キャリア教育の推進、教員の初任者・10年経験者、幼稚園教員や保育士等に対する男女平等を基礎とした人権尊重の視点を取り入れた研修を実施した。 ○あらゆる世代の男女が自分の個性に応じて自分らしい生き方ができ、社会の様々な分野に参画する能力を身に付けるため、啓発学習事業の実施、自主的な調査研究・啓発活動を行う団体に対する助成、高齢者等の社会参加を促進につながる情報提供や講座を実施し、教育・学習機会の充実を図った。
分析の着眼点	学校・家庭・地域等における男女平等教育・学習が推進されたか 多様な選択を可能とする教育・学習機会の充実が図られたか
各種データからの分析	
<b>○学校における男女平等</b> ・学校教育の場での男女平等 <b>府民意識調査</b> 21年調査では、学校教育の場で「平等である」と感じる者の割合は、全体で51.6% (1052.0%)、男性51.7% (1051.6%)、女性51.6% (1052.5%)となっている。16年度と比べて大きな変化はないが、家庭、職場、政治の場など、他の分野と比べると、「平等である」と感じる者の割合は高くなっている。 また、21年の全国調査結果68.1% (男性70.3%、女性66.1%)より低い結果となっている。【データ9-①】 ・子どもに受けさせたい教育程度 <基本的な指標> <b>府民意識調査</b> 21年調査では、16年調査と比べて、男女とも、大学までの教育を受けさせたいという者の割合が高いが、女の子は、短期大学、高等学校の割合が男の子に比べて高い状況である。 男の子: 大学 72.9% (1069.8%)、短期大学等 2.8% (105.3%)、高等学校等 7.9% (104.6%) 女の子: 大学 55.1% (1049.2%)、短期大学等19.0% (1023.4%)、高等学校等 11.3% (109.2%) 【データ9-②】	
評価	評価の理由
☆☆☆	学校教育の場においては、男女平等であると感じる者の割合が他の分野と比べて高いものの、5年前の数値と比べて大きな変化はない。 男女共同参画社会の実現に、学校教育の果たす役割は非常に大きいことから、子どもたちが固定的な考え方に縛られず、主体的に学び、考え、行動することができるよう、発達段階に応じて、男女の人権尊重や男女平等について学ぶ男女平等教育の推進が今後とも必要である。 また、若い世代から高齢者までのあらゆる世代の男女が社会の様々な分野に参画でき、活動を深めることができるよう教育・学習機会の確保、充実に引き続き取り組む必要がある。

「☆」あまり進んだとはいえない 「☆☆」少し進んだ 「☆☆☆」ある程度進んだ 「☆☆☆☆」大いに進んだ

男女共同参画プランにおける施策の方向	<b>10. 地球的視点での男女共同参画の推進</b> (1) 国際的な男女共同参画に関する情報の収集・提供 (2) 異文化理解の促進と在住外国人女性に対する支援
主な取組概要	○府民が男女共同参画に関する国際的な動向を把握し自主的に活動できるよう、また異文化理解の促進と外国人との交流の促進に資すよう、府男女共同参画・青少年センター(ドーンセンター)の情報ライブラリーにおいて、図書・資料・視聴覚資料等を収集し、閲覧・視聴・貸出サービスを行った。また、府の男女共同参画に関して、海外向けに情報発信するとともに、海外の関係機関との交流を深めるため、海外向け英文情報誌「DAWN」を年1回発行し、海外の政府・国際機関やNGOなどに配布した。 ○外国人の行政ニーズを的確に把握し対応するため、多様な外国語に即応して情報提供や相談事業を行った。また、婦人保護事業の観点から、外国人を対象とした電話相談を女性相談センター等で実施した。
分析の着眼点	多文化共生の視点による交流・支援の推進がなされているか。
各種データからの分析	
○ドーンセンターにおける情報収集 ・平成21年度までに、日本語以外の言語の図書3,640冊を収集し、府民向けに貸出を行った。また、海外女性映画監督の作品について、ドラマ(映画作品)740点、ドキュメンタリー120点、教材45点の収集を行った。 ○外国人相談等の実施 ・外国人情報コーナーに寄せられる相談件数は、13年度1,912件から20年度は1,248件であり、14年度をピークに件数は減少している。【データ10-①】 ・女性相談センター(ドーン相談コーナーを含む)で行っている外国人に対する相談については、14年度52件から16年度98件まで増加傾向にあったが、平成20年度には47件になるなど、減少している。外国人の一時保護については、14年度22件から16年度38件をピークとして増減しており、20年度には26件となっている。【データ10-②】	
評価	評価の理由
☆☆	府では、国際的な男女共同参画に関する情報収集を行い、府民向けに閲覧・貸出をすることを通じて、府民に対する国際社会における男女共同参画の取組などの知識の習得、理解の促進を図ったところである。 外国人相談コーナーや女性相談センターでは、外国語による情報提供や相談が行われ、在住外国人女性の支援が図られてきたところである。 今後、地球的視点での男女共同参画の推進については、国レベルでの取組方針を視野に入れつつ、地方公共団体としての必要な取組についてさらに検討を進める必要がある。

「☆」あまり進んだとはいえない「☆☆」少し進んだ「☆☆☆」ある程度進んだ「☆☆☆☆」大いに進んだ